

平成 25 年 4 月吉日

会員各位

一般社団法人 三多摩腎疾患治療医会  
理事長 長澤 俊彦

拝啓 陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の運営にご支援とご協力を賜り大変ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて 当会の法人化につきましては、会員の皆様に、昨年の 11 月にお諮りしご賛同をいただきましたので設立の準備をしまいましたが、平成 25 年 4 月 1 日付で登記が完了し、非営利の一般社団法人三多摩腎疾患治療医会として発足いたしましたのでご報告申し上げます。

今後は、定款目的に沿って、三多摩地区及び近隣地区の腎臓病に関する「腎不全予防医療」「透析療法」および「腎移植治療」を三位一体としてとらえ、医師・医療従事者及び一般市民に対して、腎疾患全般にわたる知識・医療技術の向上、医療従事者の資質の向上、情報交換等を総合的に取り組み推進し、社会全体の公益の増進に寄与することを目的として、会員各位のなお一層のご支援とご指導を仰ぎ、益々の発展を目指したいと存じます。

また、一般社団法人の設立に際し、会員規定を定款で以下のように決めました。

第 8 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人又は団体。
  - (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者。
- 会費につきましては、

(1) 入会金

正会員（個人）		不要
正会員（団体）	30,000円	
名誉会員		不要

(2) 年会費

正会員（個人）	30,000円	
正会員（団体）	30,000円	
賛助会員（個人）	10,000円	（一口以上）
賛助会員（団体）	50,000円	（一口以上）
名誉会員		不要

また、法人成りにより、任意団体三多摩腎疾患治療医会より移行する会員の入会金は不要とする。

その他、定款の詳細及び一般社団法人としての内容につきましては、近日中に当会のホームページにてお知らせいたすべく準備中でございますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

また、法人化にともない、会員各位におかれましては、正会員(社員)となり、議決権も発効いたしますので、改めてご意志の確認を賜りたく「入会申込書」を同封いたしましたので、必要事項をご記入の上、ご返送と会費のお振込を誠にお手数ではございますがよろしくお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆様様のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして、まずは略儀ながら書中をもってご挨拶とお願いを申し上げます。

敬具